

令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン

皇學館大学

1. 基本的な考え方

試験の実施の特徴としては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底による感染拡大の防止策を講じておけば、その感染拡大のリスクは日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低いとも言える。

受験生や試験監督等の入試に携わる職員が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に、いかにして感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供できるかという視点に立って、試験実施体制を整えることが必要である。

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

①試験室の確保

可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とするが、試験室については、もともと不正防止等の観点から(1)③で示す座席間の距離が確保されており、本ガイドラインで示すその他の様々な感染症対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要である。

②受験生控室（面接控室、面談控室を含む）の確保

控室においても、本ガイドラインで示す様々な感染症対策を講じるとともに、飲食や会話等感染リスクの高い行為は控えることを記載した案内紙を掲示し、受験生への注意喚起を行う。

③試験室の座席間の距離の確保

あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保する。

④マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行う。

また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置する。

⑤試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請する。

また、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保する。

⑥医師看護師等の配置

本学の実情に応じ、看護師等の配置に努める。

⑦別室の確保（本学試験場のみ対応可）

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者のため、別室を設ける。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行う。

なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生のための別室とは別に確保する。

なお、別室の設定については、一般前期入試、一般中期入試の地方試験場においては、別室の確保ができないため、本学試験場のみの対応とする。

⑧試験室の机、椅子の消毒

試験前日にアルコール消毒液を使用した拭き取りを行う。

また、試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行う。

試験開始前の72時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒する。

⑨面接・面談、実技試験の実施

面接・面談については、受験生同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保し、飛沫感染防止策を徹底する。

また、ドアや窓の開放等により、換気を徹底する。

実技試験については、高等学校の体育における感染予防対策を参考とし、本学の体育実技における感染予防対策を十分に講じた上で、実施する。

⑩試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることにより、試験開始までの時間に余裕を持たせる。

また、入場時の混雑を避けるために、教室の表示や動線等わかり易い掲示等に心がける。試験室内においても、座席がわかり易いように、掲示を行う。

⑪トイレの使用

入口において、混雑を避けた利用、会話を極力控える、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示する。

また、トイレ内についても換気に注意を払う。

なお、発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に該当する受験生に対し本学試験場において別室での受験を認める場合は、試験運営上、可能な限り、トイレを別に確保する。

⑫試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、一定間隔を空けて退場させ、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示すなどの工夫を行う。

⑬付添者控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、付添者控室については設置しない。ただし、受験生への付き添いが必要な場合は、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認める。

⑭試験監督者等に対する感染症対策の要請

「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践することや感染リスクが高まる「5つの場面」（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面）の回避を要請する。

また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことを推奨している。

⑮関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、試験場ごとの受験者リストを域内の保健所等に共有する必要があるため、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築する。

⑯新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置

新型コロナウイルス対応専用電話を学生支援部入試担当に設置する。

(TEL 0596-22-6802)

また、公式ホームページ上の受験生サイトに本ガイドラインを掲載する。

(2) 試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付ける。休憩時間や昼食時、入退場時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請するとともに掲示物等による注意喚起を行う。

また、試験監督者等についても同様の対応を求める。

なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させる。

②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付ける。

また、試験監督者等についても同様の対応を求める。

③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験当日までに発熱・咳等の症状を理由に受験生から別日程への振替受験の申出があり書類の提出等を求める場合には、感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫状況等により、その提出等が困難な場合を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応する。(書類：診断書、診療明細書、PCR検査結果等のいずれか一つ)

また、試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者により確認した場合、または本人の申出があった場合には、健康状態チェックリストに基づき別日程への振替受験による対応等を提示する。

④無症状の濃厚接触者への対応

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受験生や試験監督者に感染するおそれは極めて少ないことから、本学の実情等を勘案の上、無症状の濃厚接触者の受験を認めることができる。

また、当日受験することができないと総合的に判断した受験生に対しては、別日程への振替受験による対応等を提示する。

- i) 初期スクリーニング(自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査(行政検査))の結果、陰性であり、その後の検査の結果においても陽性であることが判明していないこと
- ii) 受験当日も無症状である
- iii) 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くことが可能である(自家用車での送迎)
- iv) 終日、別室で受験することが可能である
- v) 本試験場の受験生である

⑤無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染症対策(本学試験場のみ)

(2) ④の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じる。

なお、別室は基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生のための別室とは別に確保する。

- i) 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確保する
- ii) 別室では受験生の座席間隔を2メートル以上最大限大きく確保する
- iii) 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上確保する
- iv) 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底する

⑥体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代

替の試験監督者等と交代する。

⑦換気の実施

1科目終了ごとに、できるだけ窓を開放する。

また、試験室のドア等を介した間接的な接触を回避するため、試験実施上、支障のない範囲で受験生が利用するドアの常時開放を行う。

⑧昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、学生食堂の開放等を行わず、受験生には昼食持参と自席での黙食を要請する。

また、短時間の食事に比べ長時間に及ぶ飲食は感染リスクが高まることから、あらかじめその時間を限定して設定する。

⑨試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行わない。(令和3年6月4日決定 文部科学省大学入学者選抜協議会、令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン)

試験場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示し、体調不良者に注意を促す。

⑩試験終了時の対応

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生へ周知を行う。

(3) 試験終了後

①試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、試験終了後1週間程度を目安に、毎朝、体温測定や体調の観察を行うよう要請する。

②試験室の机、椅子の消毒

試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとにアルコール消毒液を使用した拭き取りを行う。

③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力をを行う。

3. 受験生に対する要請事項

①感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、毎朝、体温測定を行い、体調の観察を行うよう要請する。

②医療機関での受診

試験日の1週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関を受診するよう要請する。

③受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者は受験できない。なお、本学は、新型コロナウイルス感染症に罹患していないことの証明や新型コロナワクチンの接種を、受験要件にしない。発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記2.(2)④⑤で示す条件のもと、本学の判断により、受験できる場合があることから、本学に問い合わせ受診の可否を確認するよう要請する。

海外から日本に入国して受験する場合、受験生は防疫対策として要請される事項に基づき行動することから、入国後の待機期間中は受験できない。

④受験の取り止め

本学は、ホームページ受験生サイト、募集要項等を通じて、別日程への振替受験の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、別日程への振替受験を検討するよう要請する。

⑤試験当日における対応

試験当日に息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、基礎疾患等により重症化しやすい受験生が発熱・咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合の他、発熱・咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合は、試験当日における対応等について、かかりつけ医や「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがある。）に相談するとともに、振替試験の受験を検討するよう要請する。また、上記に該当しないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出るよう要請する。

症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用するよう要請する。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を極力控えるよう要請する。

⑥試験当日の服装、昼食

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参するよう要請する。

また、試験場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、あらかじめ指示された時間内に自席で黙食するよう要請する。

食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用するよう要請する。

⑦予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

⑧「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけるよう要請する。